

◇集団生活でお子さんはこんなことで困っていませんか？

- ・お友達とうまく遊べない
- ・パニックを起こすことが多い
- ・落ち着きがなく動き回ってしまう
- ・指示が伝わらない
- ・人の話が聞けない
- ・コミュニケーションがとれない など

◇保育所等訪問支援は…

- *児童福祉法に位置づけられた事業で、保護者による申請と利用料の負担がある事業です。

◇どんなことをするの？

- *お子さんが通っている保育所（園）や幼稚園等で、お子さんが安心して集団生活を過ごすことができるように目標（個別支援計画）を立てます。
- *お子さんの活動の様子を見ながら直接支援を行います。
- *担任や関わりのある園の先生とお子さんの発達課題や支援方法を確認し、お子さんの成長発達に沿った関わりができるよう支援内容や個別支援計画を共有します。
- *保護者の方に支援のご報告を行い、家庭と共有していきます。

◇対象となるお子さん

- *子ども発達センターおひさまの児童発達支援（療育）を利用している、または利用していたお子さん

◇訪問先

- *現在通っている保育所（園）、幼稚園
認定こども園等

◇訪問者

- 訪問支援員
- *お子さんの様子がわかる職員が訪問します。

◇費用について

- *0～2 歳児は利用者負担があります。
1 日当たり 1,134 円（令和7年度）

ただし、各ご家庭の所得の状況に応じ、負担上限月額が定められています。

市町村民税非課税世帯	0 円
所得割 28 万円未満	4,600 円
所得割 28 万円以上	37,200 円

- *3 歳以上児は幼児教育無償化対象児童となり、無料です。

◇訪問回数と時間

- *お子さんの状況によって異なりますが、月 2 回程度。
- *訪問時間は、1 時間半～2 時間程度
- *期間は、概ね 6 か月

◇サービスを利用するには

- *通所受給者証の取得が必要です。
- *すでに児童発達支援サービスの支給決定がされている場合でも、保育所等訪問支援サービス利用について申請を行い、市から支給決定を受ける必要があります。（「ご利用の流れ」参照）

**園生活で、お困りの方は、
まずご相談ください！**



～ご利用の流れ～

- 1 **相談** 園での心配事をご相談ください。
利用申し込み、面接を行います。
↓
所属の園に「保育所等訪問支援」
利用の希望を伝え、承諾を得てくだ
さい。
- 2 **相談支援事業所へ依頼**
↓
障害児支援利用計画(案)を作成し
てもらいます。
- 3 **申請** 市役所の障がい福祉課へ
保育所等訪問支援サービス利用
申請をしてください。
↓
市役所からの支給決定の通知が
届きましたら、ご連絡ください。
- 4 **契約** 子ども発達センターで契約を行いま
す。
↓
- 5 **個別支援計画の確認**
↓
個別支援計画は、保護者の方に確認
していただきます。
- 6 **サービス利用開始**

訪問支援員が園を訪問しお
子さんの集団での様子を確認
させていただきます。



訪問先の園と日程調整を
行います。

個別支援計画を作成します。
訪問先の園にはコピーをお
渡しします。

R7. 4作成

子ども発達センター

おひさま

～保育所等訪問支援～



〒270-1342

千葉県印西市高花二丁目1番地5

(印西市保健福祉センター内)

TEL 0476-40-6551

FAX 0476-47-2655

